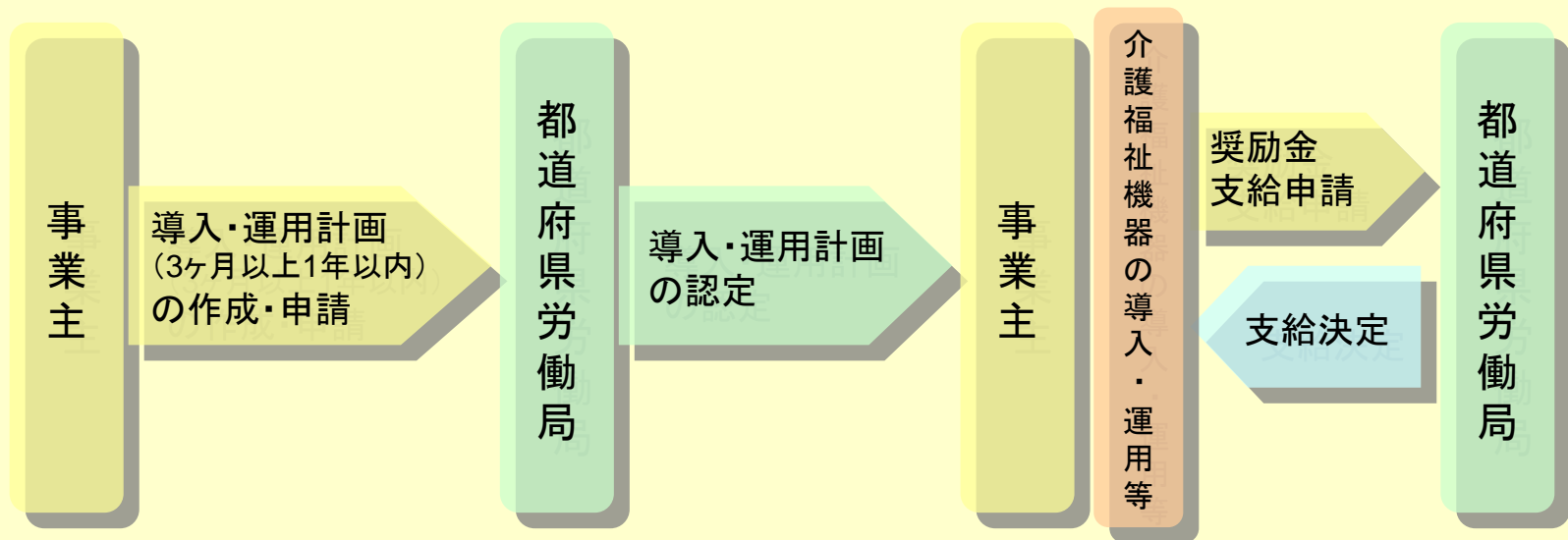


介護労働者設備等整備モデル奨励金

1. 概要

介護労働者の作業負担軽減や腰痛対策のため、事業主が介護福祉機器(移動用リフト等)について、導入・運用計画を提出し、都道府県労働局の認定を受けて導入・運用した場合に、所要経費の1/2を助成(上限250万円まで)。

2. 支給までの主な流れ



※導入・運用計画には、導入する介護福祉機器に関する内容を記載する他、「導入機器の使用の徹底を図るための研修の計画」、「導入機器のメンテナンスの計画」、「腰痛予防の講習に関する計画」、「導入効果を把握するための計画」等を記載します。

※導入効果については、一定の基準を上回ることが必要であり、基準を下回った場合は奨励金は支給されません。

※ この資料は、制度の概要を説明したものです。

支給要件等の詳細については、平成21年2月6日以降、最寄りの都道府県労働局に、お問い合わせください。